

淡路（三原川等）地域総合治水推進計画の見直しについて

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や、平成 28 年 8 月の台風 10 号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。また、全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築に向けた取り組みが必要となった。

この取り組みを中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、関東・東北豪雨や台風 10 号のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講じるため、「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 5 月に公布、同年 6 月に施行された。

これらを踏まえ、淡路（三原川等）地域では、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進するため、以下のとおり、計画内容の一部を見直す。

1 水防法の改正を踏まえた追加項目

水防法の改正に伴い、淡路（三原川等）地域で取り組む事項を追加する。

(1) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成

二級河川において、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を作成していくことについて記載。(P. 60)

(2) ホットラインの構築

水位周知河川において、氾濫危険水位に達した時点等で、今後の水位の見通し、想定される被害内容等を河川管理者から市長等へ直接伝達するホットラインを構築したことを記載。(P. 63)

(3) 水害対応タイムラインの作成

県、市は、大規模出水時に市が定める避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動とその実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、水防訓練等を通じてその検証に努めることを記載。(P. 67)

(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画策定の支援

要配慮者利用施設に避難確保計画策定や避難訓練が義務づけられており、これらの施設の管理者・所有者は市と連携して避難確保体制の構築に努めることを記載。(P. 67)

2 各種データの更新、取り組み内容等の時点修正